

第2章 スイスの農業・環境政策

こ ばやし ひろ あき す だ ふみ あき
小 林 弘 明・須 田 文 明

1. はじめに
——農業の概況——
2. 近年における農業政策の転換と
デカップリング政策

3. スイスの農業・環境政策と「エコロジー
的 direct 支払」
4. スイスの農業・環境政策の方向性

1. はじめに——農業の概況——

スイスの国土面積約4万haのうち農地面積は25%、107万haである。農地面積のうち草地在60%を占め、果樹以外の作物栽培面積は、農地全体の29%である。また、このほかに山岳地帯の放牧地在約14%ある。湖沼を含む非生産的な土地は26%、森林面積は30%である(1990年)。森林については、1902年の森林法により、国土全体の30%に維持することが義務づけられている。

農業構造は小規模農が支配的で、牧草地を含めた平均経営面積は11.8ha、専業的農家の経営面積にしても16haである。農家数は9万3千戸で、うち専業的経営は67%を占める(1990年)。戦後の長期的な動向としては、農業経営の数はほぼ半分に減少したが、農業生産については、集約的な農業の展開により増加させてきた。1992年の農業生産のうち畜産が7割(酪農36%、牛肉15%)を占め、バターを除く酪農品は輸出している。自給率が100%を上回るのは乳製品のみで、食糧全体の自給率はほぼ3分の2である。農産物貿易の主要な相手国はEU諸国で、輸出、輸入いずれも70%前後のシェアである。

畜産を中心とする農業構造は多くの欧州諸国にとって一般的な形態であるが、スイスについても、国土の半分が丘陵地ないし山岳(Alps)により占められていることから、は

んすう動物を中心とする食糧生産は歴史的所産である。

また、スイスの農業地域は、標高や傾斜等の生産条件による地帯区分が厳密になされている。農業政策は、この地帯区分にしたがって運営され、山岳地帯の農業の保護政策が従来からとられてきた⁽¹⁾。

2. 近年における農業政策の転換と デカップリング政策

スイスは、わが国同様、その高水準の農業保護により諸外国からの批判をしばしば受けている国のひとつである。支持政策の中心は、牛乳および食用穀物に関する保証価格や保証割当制度(guaranteed quata)、さらには、酪農品に関する輸出補助金であった。酪農品輸入に対しては、課徴金を適用している。これらの農業保護措置に対しては、EUへの加入の是非をめぐる議論およびEUのCAP改革ともかかわりながら、内外からの批判があびせられてきた。国内的な不満は、スイスがフランス等食料品価格がより安い国々と陸続きで、特に国境付近の国民が自国の食料品価格の高さを強く実感していることで助長されている。

そのような状況の中、1992年の農業法(施行は1993年)を契機に、牛乳の支持価格を制度発足以降初めて引き下げるなど、スイスは農政の大規模な転換を図ってきた。さらにそ

の後の UR 合意は、進行中の農政改革に対していっそう厳しい制約を課すこととなった。

長年ヨーロッパのなかで孤高の存在を保っているスイスではあるが、その一員として、EU をはじめ他国との協調をはかること、農業に関していえば、CAP 改革との整合性を確保することは内外から求められている。EU への加盟は、周知のように近年の国民投票によって否決されているが、政府関係者の意識としては、将来的に EU に加盟することはほぼ必然の過程として捉えられている。また、1992 年には、経済分野に関するヨーロッパ経済地域協定 (European Economic Area : EEA) もやはり国民投票により否決されているところである。

国民投票の結果については、多数を占めるドイツ語圏スイス人、さらにいえば農民・高齢者ほど EU 加盟に対して反対する傾向が強いことを反映しているという。しかしながら、政府としては EU 加盟を前提に、EU および加盟諸国との協調を図るための 2 国間レベルでのネゴシエーションは不断に行われているのである。

牛乳に対する支持政策の転換の具体的な内容は、支持価格の引き下げ (実態的には、輸出補助金の廃止と不足払い制度の導入) と新規の直接支払の導入である。

このデカップリング政策の導入は、CAP 改革との関連および、おそらく UR 合意の中で許容されるということから、1992 年農業法にもとづき進められてきている。さらに注目すべき点は、この直接支払は、単に価格支持の削減に対応する所得補償を目的とするものから、環境政策との関連を重視するものへと将来的にはその重点が移されることが志向され、農業および環境を含むより包括的な政策体系の中で位置づけられていることである。

環境政策の一環としての直接支払は、「エコロジー的 direct 支払 (Payment to ecological Services)」として 1993 年以降導入され

た。

その内容については、3 で詳述することとするが、ここで、酪農政策にみる 1992 年農業法による政策の転換について、若干の説明を加える。

乳価補償制度は、生産調整政策と並行し、かつ牛乳・乳製品の一元取引制度と一体になり運用されている。スイスが乳製品の輸出国であることから、1991 年までの基準乳価は、輸出補助金の水準により一定に補償されていたが、その基準乳価は 1991 年までは一貫して引き上げられてきた。それが、1992 年農業法による大規模な直接支払の導入にあわせて、1993 年 9 月にそれまでの kg 当たり 1.07 スイスフラン (Sfr, 1 Sfr = 約 90 円) から 9.5% 引き下げられ 0.97 Sfr とされた。大まかな数字として、生乳生産量は 300 万トンであり、kg 当たり 0.1 Sfr の乳価引き下げは約 3 億 Sfr の損失を生産者にもたらすことになるが、そのほぼ同額が直接支払として新規に導入された。

これがスイスにおける価格支持からデカップリング政策への移行を端的に示す動きである。他の多くの農畜産物の支持価格水準についても、1993～1994 年の間に相次いで引き下げられている。

また上記の直接支払は、地帯区分、飼養頭数等、生産量以外の基準で決定されることになっており、生産とは切り離された (デカップルされた) 政策であり、グリーンボックスにも入るものとされている。

現行、施行されている直接支払制度は、大別すると以下の五つからなる。

つまり、①「補完的 direct 支払」、②「困難な生産条件に対する補償的支払」、③「エコロジー的 direct 支払」、④「生産の方向づけのための直接的支払」および ⑤「社会的な性格をもった直接的支払」である。以下、3 で詳述する ③「エコロジー的 direct 支払」以外について説明を加える。

① 「補完的 direct 支払」⁽²⁾

これは価格政策と所得政策を分ける（デカップルする）決定的な制度とされている。現状において、金額的には最も重要な直接支払項目である。また、これは農産物価格の低迷にもかかわらず、農業者が国民へのサービス、つまり、食料供給だけではなく景観の保全や辺境地域の保全等を提供することを可能とするもの、という位置づけも与えられている。この制度による補助金の給付は、最低3 haの農地を経営する農業者を対象に、地下水保護規則（具体的には単位面積当たり最大家畜数の制限）等の遵守が条件とされる。

補完的 direct 支払は、「経営当たりに対して、また、経営面積に応じて、さらに、生産地帯に結びついた困難さに応じて支払われ」、「連邦議会はさらなる基準を考慮することができる」とされている。その単価は第1表に示すとおりである。

1994年になされた補完的 direct 支払は、平野地帯の場合、（ア）経営（3 ha以上）当たり3,500 Sfr（平野地帯での基礎給付と全ての経

営当たりに支給される金額の合計）、（イ）農地面積当たり（50 haまで）380 Sfr/ha、（ウ）草地面積への給付（50 haまで）290 Sfrで、（ウ）は特に1993年の乳価の9.5%の削減とセットされたものである。例えば、20 haの草地を所有する平野地帯の農家は、 $(3,500 + 380 \times 20 + 290 \times 20) = 16,900$ Sfrを得ることになる。

② 「困難な生産条件に対する補償的支払」

いくつかの項目からなるが、1994年において支払実績があるのは、「山岳地帯および丘陵地の亜アルプス地帯での家畜飼養者への給付」および「面積および夏期放牧に対する給付」である。

「山岳地帯および丘陵地の亜アルプス地帯での家畜飼養者への給付」は、支給額で過半（1995年予算で64%）を占める。すでに1959年に導入された最も古いタイプの直接支払で、立地条件、過重な労働、不利な経営構造等の困難な生産条件におかれた山岳地帯の農業者と平地の農業者との所得格差を改善するためのものである。家畜としては、牛馬、山

第1表 補完的 direct 支払の単価（1995年）

給付の種類/地帯	1995年	旧(1994年)
経営への給付	(1経営当たり Sfr)	
a) 基礎的給付		
平野地帯	1,500	1,000
丘陵地帯	2,000	1,500
山岳地帯 (I~IV)	2,500	2,000
b) 家畜飼養者への給付 (全ての地帯)	2,700	2,500
面積への給付 (1994年から変わらず)	(1ha当たり Sfr)	
基礎的給付 (50haまでが上限)	380	
草地面積への給付 (〃)		
a) 平野地帯	290	
b) 丘陵地帯	260	
c) 山岳地帯 I	240	
d) 山岳地帯 II	220	
e) 山岳地帯 III	200	
f) 山岳地帯 IV	180	

資料: Bundesamt für Landwirtschaft (14). 以下、同じ。

羊、羊、豚が対象とされ、経営当たり1大家畜単位を下限、15大家畜単位を上限として支給される。

また、この直接支払は、エコロジー的配慮という現代的な要請にも応えるものである。つまり、経営みずからの供給し得る粗飼料を基礎にし、家畜数が制限されているのである。例えば、亜アルプス丘陵地帯では、1大家畜単位当たり最低40a以上の粗飼料供給面積が、給付を受けるための条件とされている。

またこの給付額は、地帯に応じて大家畜単位当たりで、牛、馬および豚について230～1,160 Sfr、山羊および羊については290～1,500 Sfrである。ただし、高所得・資産に対する減額措置がある。

つぎに「面積および夏期放牧に対する給付」は、1979年12月14日の連邦法による傾斜地および夏期放牧への給付である。

耕作地や放牧地の傾斜が強ければ、機械化の困難により手作業が増大する。手作業が支配的であった時代には傾斜度はそれほど問題にならなかったが、機械化の進展は、平地と傾斜地との経営上の格差をもたらした。本スキームは、そのような経営上の困難を補償するという意味をもつ。

支給内容はやや複雑であるが、1994年について、例えば傾斜度18～35度の草地および畑地に対して、1ha当たり年間350 Sfr（ただし上限は20ha）、35度以上の傾斜地に対して、同510 Sfrが支払われている。

また、夏期放牧への給付は、大中家畜のアルプス経営ないし夏期放牧を利用する山岳地帯の経営に対して支給される。支給額は、アルプス経営におけるメス牛1頭当たり230 Sfrから、羊1頭当たり7 Sfrまでさまざまに区分されている。メス牛の夏期放牧は、その期間搾乳がなされないことによる、牛乳の供給調整としての意味をもつ。ただしこの場合、1大家畜単位当たりの粗飼料ベースとし

て50a以上の農用地利用が義務づけられており、ここでも面積当たりの頭数制限という環境的配慮がうかがえる。

③「生産の方向づけのための直接的支払」

この直接支払もやはりいくつかの項目からなるが、金額的にみて最も主要なものは、「(牛乳を販売できないような)メス牛飼養者への給付」である。

これは、牛乳市場の過剰を軽減するとともに、草地の粗放的経営を促すために、1970年以来施行されてきたものである。全ての牛乳を家畜ないし子牛の飼養に用いる農業者を対象とし、経営限界地および辺境の農地を維持するための施策として位置づけられているだけでなく、粗法的な経営を促進するという意味で、将来的にも重要な意味をもつものである。制度発足当初の目的は、牛乳を販売できないようなメス牛飼養者の不利益を改善することであった。

④「社会的な性格をもった直接支払」

この給付は農業労働者および小規模農業者への家族手当である。その性格上、対象となる世帯については所得制限があり、27,500 Sfrに子供1人当たり400 Sfrを加えた額が年間所得の上限とされる。支給額は、平地および亜アルプス丘陵地帯では、2番目の子供までは月115 Sfrであるのに対して、3番目からは月120 Sfrである。山岳地帯では、それぞれ月135 Sfrおよび140 Sfrである。また、資料はやや古いが、1987年では、平地および亜アルプス地帯の経営者のうち38%が、山岳地帯では、69%が受給した。

このような家族手当は、農業政策の重要な一環をなしていると同時に、農村における社会的な扶助としての位置づけが与えられている。

第2表は、これら直接支払の内訳を示したものである。「困難な生産条件に対する補償的支払」、「生産の方向づけのための直接的支払」および「社会的な性格をもった直接的支払」

第2表 農業への直接支払

(単位: 100 万スイスフラン)

項 目	1990 年	1994 年	1995 年 (予算)
補完的 direct 支払	88.4	779.8	800.0
困難な生産条件に対する補償的支払	455.5	439.0	420.0
エコロジー的 direct 支払	—	209.7	400.0
うち農業法 31 条 b によるもの	—	136.7	331.0
生産の方向づけのための direct 支払	434.5	301.0	319.5
社会的な性格をもった direct 支払	109.8	133.2	142.0
合 計	1,088.2	1,862.7	2,081.5

払」は従来から施行されているもので、「補完的 direct 支払」および「エコロジー的 direct 支払」が 1993 年以降の新規分である。「補完的 direct 支払」の 1990 年分の数字は、農業法 19 条 c による「家畜飼養者への給付」として以前からあるものだが、1992 年法の施行 (1993 年) により、31 条 a の補完的 direct 支払に統合されている。この補完的 direct 支払が、前述した牛乳等農畜産物支持価格の引き下げを補償するものである。エコロジー的 direct 支払は、後述する農業法 31 条 b によるもの、「粗放的穀物生産に対する給付」および「乾燥地および粗放的草地での経営への給付」からなる。

3. スイスの農業・環境政策と「エコロジー的 direct 支払」

前述した戦後のスイスにおける酪農を中心とする集約的な農業の展開は、環境に対して少なからず悪い影響を与えてきた。それは他の欧州諸国でもしばしば指摘されているところの、家畜糞尿による表土、表流水および地下水、さらには河川や湖沼への浸透による水質汚染問題であり、集約的な農業すなわち過放牧が汚染をより深刻なものにするということである。スイスにおいて問題とされた水質汚染の主なもの、窒素およびリン分であることから、このような汚染をもたらしたのは主に農業であり、他産業の活動による汚染は従である。生物多様性も減少したということである。

ある。

スイスにおける農業による環境汚染問題が顕在化し、政治的あるいは社会的な問題となったのは、1980 年代後半である。そして具体的な改革が始められたのが 1990 年代になってからで、前述したデカップリング的な direct 支払の一環として運営されている。これは、具体的には特定の要件を満たす環境により好ましい農業生産活動に対して、一定の補助金を支給するものである。

当該スキームに参加するかどうかは農業者の自由意志によるが、後述するように乳価等農産物価格が今後引き下げられる状況のもとでは、経営的にみても、参加は事実上必然のものになることが予想される。

また、ここでの重要な関心事のひとつは、単位面積当たりに飼養される家畜単位の制限であり、その遵守は、先の補完的な direct 支払を含め、多くの direct 支払の給付を受けるための要件とされている。この遵守すべき最大の家畜単位は、地勢的条件等に応じて細かな地域毎に設定されている。

以下、「エコロジー的 direct 支払」スキームの具体的な内容を紹介するとともに、1993、1994 両年における実施状況および補助金支出額を示す。

まず、エコロジー的 direct 支払 (ökobeiträge) は大きく ① 四つのプログラムを含む 1992 年農業法 31 条 b による給付、② 粗放的

穀物生産に対する給付、③乾燥地および粗放的草地での経営への給付、の三つからなる。

第1の31条bによる四つのプログラムとは、(イ)エコロジー的補償(ökologischer Ausgleich)、(ロ)統合的生産(Integrierte Produktion)、(ハ)有機農業(Biologischer Landbau)、(ニ)戸外で管理された家畜飼養(Kontrollierte Freilandhaltung)、である。また、(ロ)統合的生産と(ハ)有機農業以外の手法は、重複させて給付額を増大させることも認められている。

(イ)エコロジー的補償：これは、穀物等あまり集約的に利用されていない耕地(主に草地)を対象に、さらにそれらがより粗放的に利用された場合に給付される。対象となる面積割あるいは立木1本当たりで給付される。要件としては、肥料や植物保護剤の無使用、草地での刈り取り回数の制限、野草の生えた休耕地であること、一定の規模、一定の期間その状態が継続すること等が設定されている。

細目として下記のものがある。()内が給付額単価である。

a)「粗放的草地・生け垣・木立・(薬を得るための)秋刈りの草地：Extensiv genutzte Wiesen, Hecken und Feldgehölze, Streueflächen」(平野および丘陵地帯：1,000 Sfr, 山岳地帯Ⅰ・Ⅱ：700 Sfr, 山岳地帯Ⅲ・Ⅳ：450 Sfr, それぞれ年間・ha当たり)

b)「野草の生えた休耕地：Buntbrachen」(平野および丘陵地帯に対して、3,000 Sfr/年・ha)

c)「休耕地での粗放的草地：Extensiv genutzte Wiesen auf stillgelegtem Ackerland」(平野および丘陵地帯に対して、3,000 Sfr/年・ha)

d)「あまり集約的でない草地：Wenig intensiv genutzte Wiesen」(平野および丘陵地帯：650 Sfr, 山岳地帯Ⅰ・Ⅱ：450 Sfr,

山岳地帯Ⅲ・Ⅳ：300 Sfr, それぞれ年間・ha当たり)

e)「粗放的な果樹作：Hochstamm-Feldobstbäume」(1経営当たり300本を限度に、10 Sfr/年間・1本)

(ロ)統合的生産：スイスにはこの「統合的生産」という職能組織により承認された、環境保全的な一種の生産方式が規則として規定されている。給付は面積割りである。また、上記統合的生産の規則は、連邦農業局によっても承認されたものでなければならないとされている。

給付額単価は、1ha当たり・年間で、400 Sfr(開放耕地および特殊作物)および100 Sfr(その他の農用地)で、経営全体で統合的生産を行う場合には、1経営当たり1,500 Sfrを限度に25%の割り増し金が支払われる。

(ハ)有機農業：統合的生産の場合と同様に、職能組織および連邦農業局により承認された規則に従った生産に対して、面積割りで支給される。

給付金単価は、1ha当たり・年間で、750 Sfr(開放耕地および特殊作物)および150 Sfr(その他の農用地)で、経営全体で統合的生産を行う場合には、1経営当たり1,500 Sfrを限度に25%の割り増し金が支払われる。

(ニ)戸外で管理された家畜飼養：放牧に対する給付であるが、これにも上記二つのプログラムと同様に一定の規則がある。5(家畜)単位以上の家畜を飼養する農業者を対象に頭数割で給付される。

給付金単価は、年間・大家畜単位当たりで、粗飼料を給餌する家畜(牛、馬、山羊、羊、鹿牛)は60 Sfr, 粗飼料を給餌する兎およびその他の家畜が30 Sfr, 豚は90 Sfr, 家禽は120 Sfrである。

第3表は、これらエコロジー的直接支払スキームにかかわるそれぞれの実施状況を示したものである。

面積的にみて最も主要なのは統合的生産

第3表 エコロジー的直接支払の実施状況

	1993年 (面積 ha)	1994年 (面積 ha)	増加率 (%)
エコロジー的補償			
粗放的草地, 生け垣, 木立, 秋刈りの草地	19,319	22,206	15
野草の生えた休耕地	0	77	
休耕地での粗放的草地	1,104	2,003	81
あまり集約的でない草地	31,039	30,428	- 2
統合的生産	179,152	298,297	67
有機農業	18,908	21,233	12
(本数)			
粗放的果樹作	1,903,574	2,138,817	12
(大家畜単位)			
管理された戸外の家畜飼養	91,412	117,952	29

第4表 地帯別にみた統合的生産の実施状況

	平野地帯	山岳地帯Ⅰ・Ⅱ	山岳地帯Ⅲ・Ⅳ	合 計
実 数 (ha)	177,548	80,103	40,646	298,297
構成比 (%)	59.5	26.9	13.6	100.0

で、1993年の制度発足初年の約18万haから、1994年にはさらに30万haへと増加している。農地面積が107万haであるから、1994年時点で、28%の農地がこの統合的生産に関連していることになる。また地帯別には、統合的生産に関連した面積の60%は平野地帯に位置し、以下27%が山岳地帯Ⅰ・Ⅱに、13%が山岳地帯Ⅲ・Ⅳに位置している(第4表)。

面積で把握されるその他のプログラムについては、統合的生産に比較すれば極めて小規模にとどまっている。

1994年における管理された戸外の家畜飼養の118千大家畜単位は、国全体の実数の8.2%を占める水準である。関連する家畜単位の88%は牛、2%は豚、3%は家禽、7%は粗飼料を給餌する他の家畜となっている。

1993年および1994年における上記四つのプログラムによる補助金給付額は第5表のと

おりである。給付額の面からみると、エコロジー的補償および統合的生産の二つが中心となっている。1994年の給付額約1億4,000万Sfrに対して、1995年の予算額は3億3,000万Sfrへとさらに大幅な事業の拡大が予定されている。

4. スイスの農業・環境政策の方向性

既に何度か触れたとおり、スイスの農業保護政策は、価格支持的な要素を縮小し、直接支払=デカップリングへと既に方向を転換しつつある。農業にかかわる環境政策は、そのような方向づけのなかで明確な位置づけを有しているといえる。つまり、乳価を始めとする多くの農畜産物の支持価格を引き下げ、直接支払による所得支持へと移行させる際に、その支払を受ける条件として、環境に調和する、環境破壊的でない生産活動を行うことが

第5表 農業法31条bによるエコロジ-的直接支払の内訳
(単位:100万スイスフラン)

項 目	1993 年	1994 年
(イ) エコロジ-的補償	30.1	54.5
うち粗放的草地, 生け垣, 木立, 秋刈りの草地	11.1	14.6
野草の生えた休耕地	0	0.2
休耕地での粗放的草地	0	5.7
あまり集約的でない草地	0	13.0
粗放的果樹作	19.0	20.9
(ロ) 統合的生産	41.5	69.7
(ハ) 有機農業	3.9	5.7
(ニ) 管理された戸外の家畜飼養	5.4	7.0
合 計	81.0	136.7

セットされ、さらにそのような直接支払の構成割合を、将来的にも高めていくことが予定されているのである。

先にみたように、現在行われている直接支払のなかでは、1993年の乳価引き下げ分を補償する支払部分が、従来から行われている山岳地帯農業の補助と並んで大きな割合を占めている。一方では、今後乳価はさらに引き下げられることが予定され、当面の1996年2月にも、2度目のそれとしてさらに0.1 Sfr引き下げられ、kg当たり0.87 Sfrとされることが既に宣言されている。しかし、多額の財政負担を強いるうえに、その支出が明確な数字となって国民の前にさらされるという性格をもつ支出であることから、その際には、1993年の引き下げ時と同様に直接支払額を大幅に確保することは政治的にも困難と思われる。

既に現状においても、今回の調査で訪問した農家の農業所得は今後の政策転換以降明らかに減少しているという。そのような状況のなかで農業者の所得を支持し続けるためには、環境問題への対処という性格をもち、国民的な要求にもかなう「エコロジ-的直接支払」の地位をさらに高めざるを得ないわけである。現在、およそ3割の農家が「エコロジ-的直接支払」の対象となっているが、担

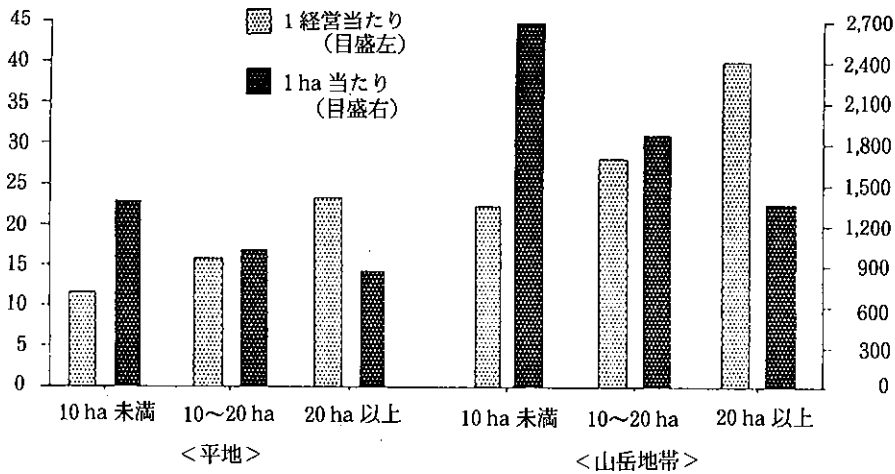
当者の見解としては、2000年頃までには全ての農家が当該スキームに参加している状態が目標であるという。

ひとつの所感として、農業者の所得支持を継続しつつ、GATTやCAP改革とも整合的で、国際的な批判を受けることのない政策選択を行ったという意味で、スイスの農政は先進的である。しかし600万人余りの人口、9万戸余りの農家に対して、直接支払額だけで約20億Sfr、1,800億円弱という予算は相当な規模であるといえる。

また、多くの直接支払について、「生産とは切り離された性格をもつ」とされてはいても、より大規模な農家、したがってより生産量の多い農家がより多くの給付を受けていることもまた確かである。第1図は、平地および山岳地帯のそれぞれについて、1経営当たりおよび単位面積当たりの直接支払額を示したものである。全般的に山岳地帯の経営に対して手厚い補助がなされていること、および単位面積当たり支給額は大規模層ほど小さいことがわかるが、一方で、総額としての支給額を地帯別にみると、やはり大規模層ほどより多くの直接支払を受けていることもわかる。生産とのリンクがそれほど完全には遮断されていないという見方もできるのである。

1,000 スイスフラン/経営

スイスフラン/ha



第1図 1経営当たり・1ha当たりの直接支払額 (1994年)

資料: 第1表に同じ。

この意味で、結果的には国内生産を維持するような農業保護を継続しつつも、少なくとも GATT の (公的な) 場での国際的な批判には耐え得る政策の運営を行っているという意味で、スイスの事例はわが国にとっても示唆を与えるものと考えられる。

最後に、本特集のひとつのテーマである農業保護の程度と環境との関連、具体的には、「より高い保護が環境に悪い帰結をもたらすか」という命題に対して、今回のヒアリングに応じてくれた政府関係者がいかなる見識をもっているかについて指摘する。

それは、一言でいえば、そのような命題自体が念頭にはないということになる。農業保護と一言でいっても、そこにはさまざまな施策が含まれているわけであり、一般論には意味がないということであろうか。

注(1) スイス農業の概況に関する最近の邦語文献としては、清水 [3]、石井 [1] がある。また OECD [7] において、スイス農業および農政の概況が毎年報告されている。

(2) 是永 [2] は、補完的 direct 支払発足当初の政

府教書と関連法令を訳出している。

<訪 問 先>

・ Federal Department of Public Economy
(スイス連邦経済省農業局)

対応: Michel FISCHLER 氏
Walter MINDER 氏
Werner HARDER 氏

・ 在スイス日本大使館

Ryozo KANNO 氏 川瀬恵一氏

・ World Meteorological Organization (世界
気象機関: WMO)

戸矢時義氏

・ Farm Seedorf & Farm Bäregg 農家

(注 記)

農業局および訪問先農家でのヒアリングは英語で行い、在ジュネーブ国際機関代表部の伊藤正人氏および佐南谷英龍氏に協力していただいた。調査期間は、平成7年9月15日～19日である。

また、佐南谷氏には本稿に関しても多くのコメントを頂いた。記して感謝の意を表する

とともに、残された誤りの責任は執筆者に帰すことを改めてお断りしておく。

〔参考文献・収集資料〕

- 〔1〕 石井啓雄「スイスにおける農業と農地の維持政策」、『全国農地保有合理化協会「農地の多面的利用の手法開発に関する調査」報告書』（平成3年3月）。
- 〔2〕 是永東彦「スイス農政の新方向」、『のびゆく農業』第829号、農政調査委員会、1994年）。
- 〔3〕 清水昂一「スイスの農業と酪農」、『平成4年度「海外酪農生産構造等実態調査」報告書』（JA全中、平成5年3月）。
- 〔4〕 在スイス日本大使館『スイス農業の概要』、部内資料（1992年）。
- 〔5〕 在スイス日本大使館『スイスの農業政策』、部内資料（1993年）。
- 〔6〕 Co-ordinating Commission for the presence of Switzerland abroad (Text by MEIER, Herbert) 『スイス』1991年。
- 〔7〕 OECD, *Agricultural Policies, Market and Trade: Monitoring and Outlook*, Paris, 1994.
- 〔8〕 OECD, *Agri-environmental Programmes in Switzerland*, Paris, 1995.
- 〔9〕 POPP, Hans W., *The changing role of Agriculture and its policy implications (with special reference to grassland farming in Europe)*, Bern, Aug. 1994.
- 〔10〕 BÖTSCH, M, *Field Margin-Strips (FMS) as Part of Agro-Environmental Programs in Switzerland*, Office for agriculture, Bern, 1994.
- 〔11〕 Vereinigung schweizerischer biologischer Landbau-Organisationen (VSBLO), *Richtlinien für die Erzeugung, Verarbeitung und den Handel von Produkten aus biologischem (ökologischem) Anbau*, Juni 1994.
- 〔12〕 Bundesamt für Landwirtschaft, *Swiss Agriculture and Agricultural Policy: Some Basic Facts*, Berne, August 1995.
- 〔13〕 Bundesamt für den Landwirtschaft, *Wegleitung für den Gewässerschutz in der Landwirtschaft (Bereich Hofdünger)*, Bern, Juli 1994.
- 〔14〕 Bundesamt für Landwirtschaft, *Bericht über die Ausrichtung von Direktzahlungen im Jahr 1994*, Bern, Juli 1995.